

## 学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規程

制 定 昭和52年 4 月 1 日

最終改正 平成21年 4 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この規程は、小山工業高等専門学校学則（昭和40年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。）第14条第 2 項の規定に基づき、小山工業高等専門学校における成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定について定めることを目的とする。

### (成績の評価)

第 2 条 成績の評価は、平素の成績、出席状況及び試験、学習報告書、作品等により、担当教員が決定する。

第 3 条 成績は、学期成績と学年成績に区分し、授業科目（以下「科目」という。）ごとに評価する。

2 学年成績の評価は、毎学期の成績を総合して、担当教員が決定する。

第 4 条 科目の成績は、年間授業時数の 3 分の 2 以上出席し、かつ 100点法による評価で、60点以上を合格とする。

2 成績は、評価を次のとおり区分し、評語で表わす。

評 語	評 価
S	90点以上
A	80点以上 90点未満
B	70点以上 80点未満
C	60点以上 70点未満
D	60点未満

3 卒業研究の評価は、合否による。

4 校外実習を行う場合には、その評価は合否による。

5 資格取得による単位認定科目の評価は、合否による。

### (単位認定)

第 4 条の 2 前条第 1 項の規定に基づき合格した科目及び、前条第 3 項の規定に基づき「合」と評価された卒業研究の当該単位数を認定する。ただし、原学年にとどめられた場合は、この限りでない。

2 前条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき「合」と評価された科目については、当該単位数を認定する。

### (試験)

第5条 定期試験は、各学期末に行う。ただし、科目によっては適宜中間試験を行うことがある。

2 平素の成績で評価できる科目にあっては、試験の一部又は全部を行わないことがある。

第6条 病気その他やむを得ない事情により試験を受けられなかった者については、本人の願い出により担当教員が許可した者に対し、追試験を行うことがある。

第7条 正当の理由がなく試験を受けなかった者又は懲戒処分のため試験を受けなかった者の当該試験の成績は、0点とする。

第8条 試験中不正行為をした者は、その時間以降の登校を停止し、当該試験期間中の全試験の成績を0点とする。

(特別活動の判定)

第9条 特別活動は、出席状況、活動状況等により、合否を判定する。

(学年課程修了の認定)

第10条 学年課程修了の認定は、学年末における判定会議を経て、校長が行うものとする。

2 第1学年、第2学年及び第3学年で次の各号のいずれか一に該当する者は、修了を認めない。

- 一 年間授業時数の3分の1を超えて欠課した科目がある場合
- 二 年間授業時数の4分の1を超えて欠課した科目が5科目以上ある場合
- 三 当該学年の不合格単位が5単位を超える場合
- 四 必合格科目中に不合格科目がある場合
- 五 特別活動の判定が不合格である場合

2の2 第2学年及び第3学年で次に該当する者は、修了を認めない。

- 一 前学年の科目中に不合格科目がある場合

3 第4学年で次の各号のいずれか一に該当する者は、修了を認めない。

- 一 当該学年までの不合格単位が5単位を超える場合
- 二 必合格科目中に不合格科目がある場合
- 三 前学年の科目中に不合格科目がある場合

4 第5学年で次の各号のいずれか一に該当する者は、修了を認めない。

- 一 必合格科目中に不合格科目がある場合
- 二 当該学年までの累積合格単位が167単位未満(うち一般科目について75単位未満、専門科目について82単位未満)である場合
- 三 卒業研究の評価が不合格である場合

5 前3項の条件に該当する者についても、特別な理由がある場合は、校長が学年課程の修了を認定することができる。

(再評価)

第11条 不合格単位を有し学年課程修了を認められた者に対して、不合格科目の再評価を行う。

2 前項の再評価の成績は、60点を上限とする。

(再試験)

第11条の2 学年成績で60点未満の科目がある者に対して、再試験を行う。

2 前項の再試験の成績は、60点を上限とする。

3 前項で合格した当該科目の認定については、第4条の2の規定を準用する。

第12条 休学の場合を除き、引き続き2回原学年にとどまることはできない。

(卒業の認定)

第13条 卒業の認定は、第5学年の課程修了の認定を受け、学則第13条第2項に規定する授業科目のうち167単位以上(うち一般科目について75単位以上、専門科目について82単位以上)の科目に合格した者について行う。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、学則第26条の6の授業方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

附 則

1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

2 学業成績の評価及び学年課程修了の判定に関する規程(昭和40年規則第9号)は、廃止する。

3 この規程は、この規程の施行日以降第1学年に入学する者に係る認定から適用する。

4 この規程の施行日に第2学年以上に在籍している者に係る認定の適用については、旧規程は、なおその効力を有する。ただし、学年課程の修了を認められず原学年にとどまることになった者で第3項の学年に在籍することになった者に係る認定については、この規程を適用する。

附 則

この規程は、昭和53年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

2 この規程は、この規程の施行日以降第1学年に入学する者に係る認定から適用する。

3 この規程の施行日に第2学年以上に在籍している者に係る認定の適用については、旧規程は、なおその効力を有する。ただし、学年課程の修了を認められず原学年にとどまることになった者で第2項の学年に在籍することになった者に係る認定については、この規程を適用する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日に第4学年に在籍している者に係る改正後の第10条の規定の適用については、平成12年度に限り、改正前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行日以降第1学年に入学する者に係る認定から適用する。
- 3 この規程の施行日前に入学し在籍している者に係る認定の適用については、旧規程は、なおその効力を有する。